

府域の河川水質及び環境基準の類型指定の状況について

河川の水質環境基準のBOD等5項目（pH、BOD、SS、DO、大腸菌群数）に係る水域の類型については、2以上の都道府県の区域にわたる水域については国が、それ以外の水域については都道府県がそれぞれ指定することとされている。

大阪府における最近の類型指定の見直しについては、平成21年5月に環境審議会から答申を受け、同年6月に行ったところである。同答申においては、「BOD等5項目に係る類型は、各水域の当面の水質の目標となるものであり、各水域の状況の変化に即応したものであることが望ましく、水質改善の状況等を考慮しながら、今後も概ね5年間隔をめぐり適切な設定を検討すべきである。」とされている。

現在、前回の類型指定の見直しから6年が経過しており、今後の類型指定のあり方について検討する必要があるが、今回はそれに先立ち、まず、府域の河川水質の状況と環境基準の類型指定の状況について、大阪府と同様に都市型河川が所在する東京都、愛知県（大阪府を含めて、以下「3都府県」という。）における状況と併せて整理した。

1 3都府県における河川網の状況

大阪府、東京都、愛知県における河川網は、それぞれ図1-1～図1-3に示すとおりである。

大阪府では、淀川や大和川のような県際河川のほか、特に泉州地域に見られるような、海域に直接流入する河川であって、流路延長が短い小川が多い。

一方、東京都や愛知県では、海域に直接流入する流路延長が短い小川は、比較的少ない。

類型指定水域数：81 水域



図 1-1 大阪府における河川網図
(県際河川で国が管理する河川は太線で示す。)

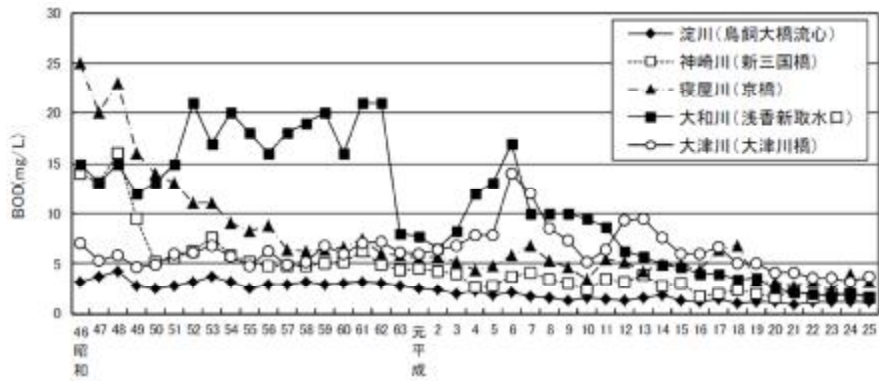


図 2 - 1 大阪府における主な河川の BOD 年平均値の経年変化

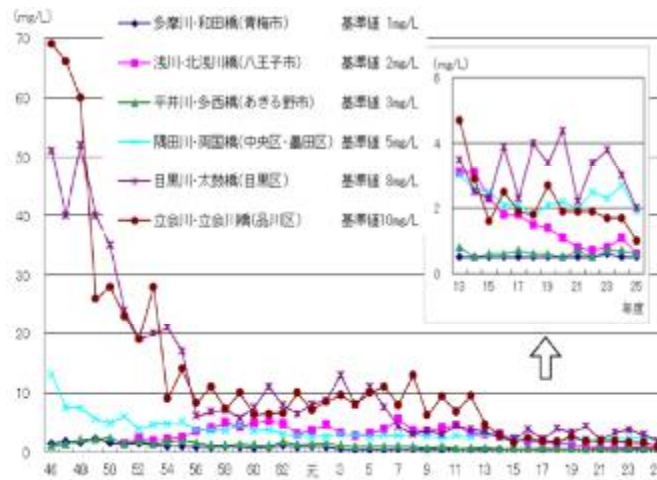


図 2 - 2 東京都における主な河川の BOD 年平均値の経年変化

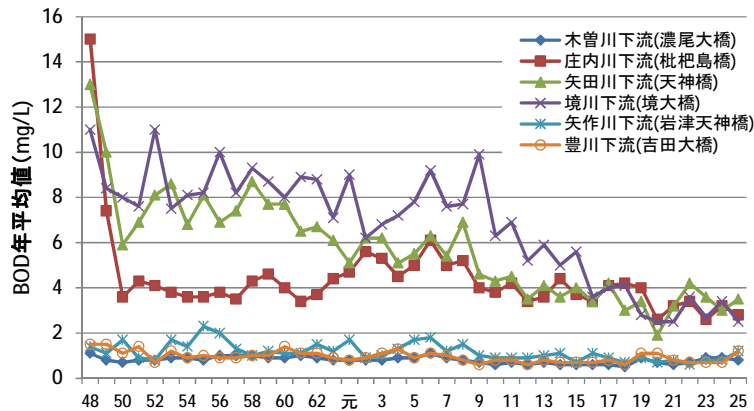


図 2 - 3 愛知県における主な河川の BOD 年平均値の経年変化

3 環境基準点における年平均流量の構成割合

3 都府県の環境基準点における年平均流量の構成割合は、図 3 に示すとおりである。

流量を観測している環境基準点のうち、流量が $0.5\text{m}^3/\text{s}$ 以下である地点が占める割合は、大阪府は 73%、東京都は 44%、愛知県は 4% となっており、大阪府は、東京都や愛知県と比べて自己水源に乏しい小川が多く、これらの河川では、事業場排水や生活排水の影響を受けやすいと考えられる。

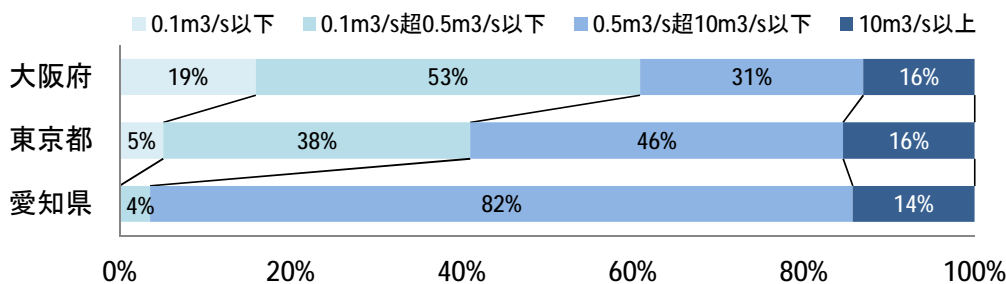


図3 流量を観測している環境基準点における年平均流量の構成割合（平成25年度データ）

4 平成25年度の状況

(1) BODの平均値

3都府県の環境基準点における年平均BODの平均値は、表1に示すとおりであり、大阪府と愛知県は同レベルであり、東京都はそれよりも1mg/L程度低くなっている。

表1 環境基準点における年平均BODの平均値（平成25年度）

	BOD (mg/L)
大阪府	2.4
東京都	1.4
愛知県	2.3

(2) 類型指定

3都府県の類型別水域数は図4に、その構成割合は図5に、それぞれ示すとおりである。

水域数は大阪府が最も多く、次いで東京都、愛知県の順となっている。また、大阪府はA、B類型が占める割合が高く、東京都はC類型が、愛知県はC、D類型が占める割合がそれぞれ高くなっている。

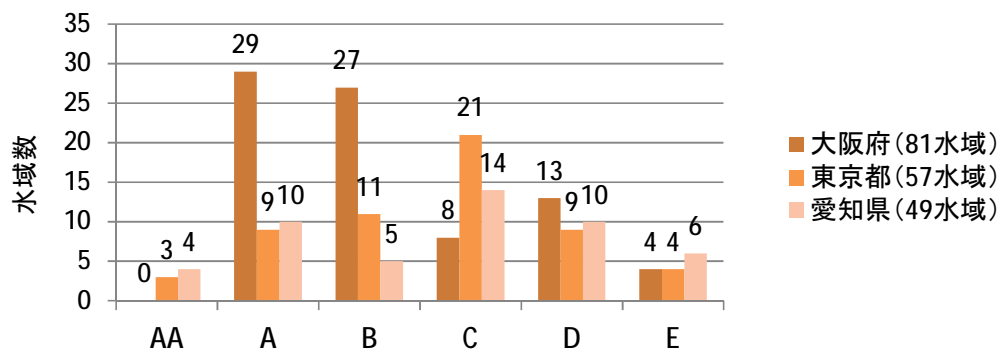


図4 類型別水域数

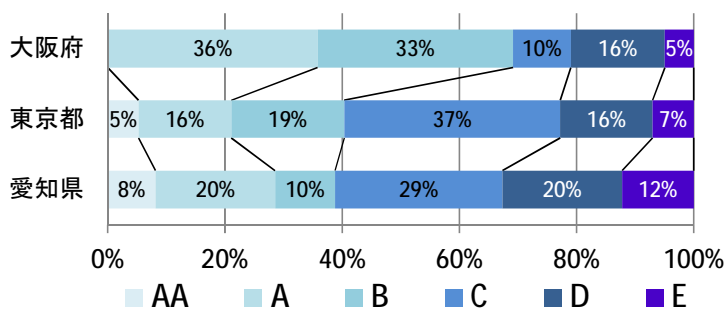


図5 類型別水域数の割合

(3) 類型別水質

3都府県の類型別にみた環境基準点での **BOD** 年平均値は、表 2 に示すとおりである。

3都府県とも、AA 類型から E 類型へとランクが低くなるにつれて、概ね **BOD** の値は高くなる傾向にあるが、東京都は各類型の **BOD** の値の差が小さくなっている。

一方、類型ごとにとみると、AA 類型を除くいずれの類型においても、大阪府の **BOD** の値が最も高く、また、A、B 類型ではその差は比較的小さいが、D、E 類型ではその差が大きくなっている。

表 2 類型別にみた環境基準点での **BOD** 年平均値 (平成 25 年度)

(単位: mg/L)

類型	AA	A	B	C	D	E	全体
環境基準値 (75%値)	1mg/L 以下	2mg/L 以下	3mg/L 以下	5mg/L 以下	8mg/L 以下	10mg/L 以下	
大阪府	—	1.1	1.9	4.1	4.0	6.7	2.4
東京都	0.5	0.7	1.0	1.6	2.9	0.8	1.4
愛知県	0.7	0.8	1.6	2.4	3.4	4.6	2.3

BOD の濃度範囲別にみた類型指定の累積割合は、図 6 に示すとおりである。

BOD が 1 mg/L 超 2 mg/L 以下の範囲では、大阪府は A、B 類型が多く、東京都は C 類型、愛知県は B 類型がそれぞれ多くなっている。

また、**BOD** が 2 mg/L 超 3 mg/L 以下の範囲で、大阪府は B 類型が多く、東京都は C、D 類型、愛知県は C 類型がそれぞれ多くなっている。

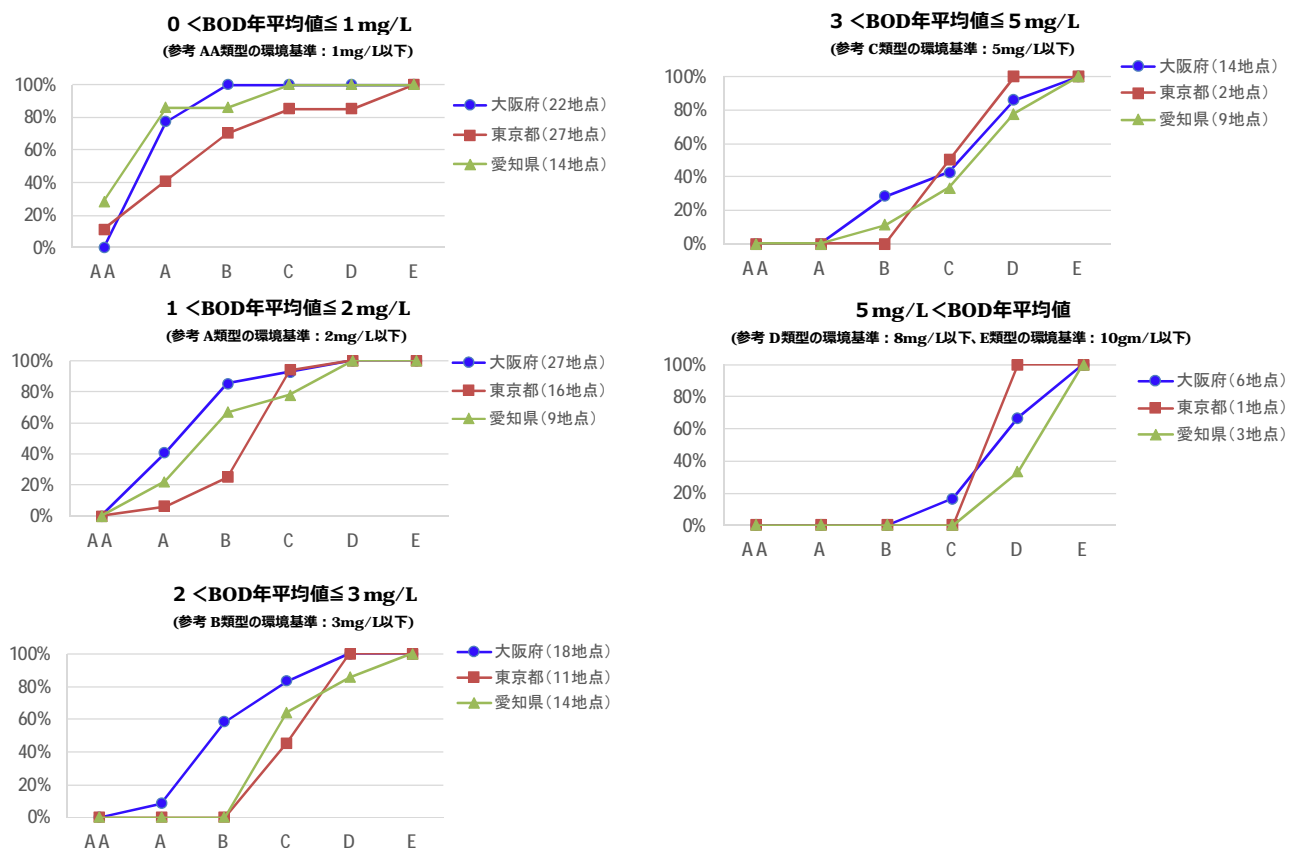


図 6 **BOD** の濃度範囲別に見た類型指定の累積割合 (平成 25 年度)

(4) 環境基準達成率

3都府県の類型別の環境基準達成率は、表3に示すとおりである、
 達成率は全体として、東京都が最も高く、次いで愛知県、大阪府の順となっている。
 大阪府はB、C、Eタイプの達成率が低く、愛知県はAA、Bタイプの達成率が低い。一方、東京都はDタイプを除き達成率は100%となっている。

表3 類型別の環境基準達成率（平成25年度）

	全体	AA	A	B	C	D	E
大阪府	86.0%	—	93.1%	81.5%	75.0%	92.3%	75.0%
東京都	98.2%	100%	100%	100%	100%	88.9%	100%
愛知県	93.9%	75.0%	100%	80.0%	92.9%	100%	100%

5 類型指定の新規指定・見直しの状況

3都府県における河川類型（水生生物に係る類型は除く。）の新規指定・見直しの状況は、表4に示すとおりであり、3都府県とも最初の新規指定は、昭和40年代後半から50年代前半にかけて行っている。

その後、大阪府は、概ね10年ごとに（平成15年度以降は概ね5年ごとに）、新規指定・見直しを行っている。一方、東京都は、平成9年度に新規指定・見直しを行っており、愛知県は、概ね10年ごとに新規指定・見直しを行い、最近では平成7年度から16年度にかけて行っている。

表4 河川類型（水生生物に係るものを除く。）の新規指定・見直しの状況

		昭和																			平成
		45	46	47	48	49	50	51	52	53	54	55	56	57	58	59	60	61	62	63	1
大阪府	新規指定	○	◎			◎															
	見直し									◎											
東京都	新規指定	○		○			◎														
	見直し	◎																			
愛知県	新規指定	○	○	○		◎										◎	◎				
	見直し																				

		平成																			
		2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21
大阪府	新規指定		◎												◎					○	
	見直し		◎									○		○	◎						◎
東京都	新規指定								◎												
	見直し							◎	○		○			○						○	
愛知県	新規指定					◎			◎												
	見直し						◎	◎	◎	◎	◎	◎		○		◎					

○ 国が新規指定・見直し(2以上の都府県の区域にわたる水域については環境大臣が指定)
 ◎ 都府県が新規指定・見直し

6 環境基準達成率の経年変化

3都府県の環境基準達成率の経年変化は、図7に示すとおりである。

3都府県とも、達成率は、昭和46年度当時は10%以下であったが、平成3年度頃までに、50%前後となっている。

その後、大阪府は、平成6年度、13年度頃に低下がみられ、東京都や愛知県との差が大きくなったが、近年はその差が小さくなっている。

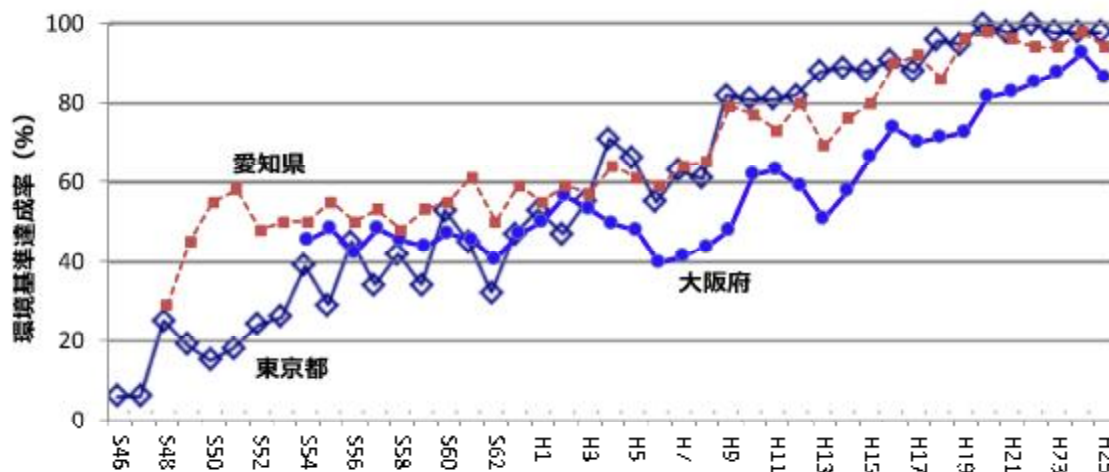


図7 環境基準達成率の経年変化

府内河川における水質の経年変化と類型指定見直し状況

水域名(環境基準点)	H11の 類型	H12・15 国見直し	H14・15 府見直し	BODの75%値(mg/L)						H21 府見直し	BODの75%値(mg/L)				現在の 類型	
				H16	H17	H18	H19	H20	H21		H22	H23	H24	H25		
淀川 淀川下流(1)(枚方大橋流心) (枚方大橋左岸) (枚方大橋右岸) (鳥飼大橋流心) (鳥飼大橋左岸) (鳥飼大橋右岸) (JR西日本赤川鉄橋)	Bハ			1.1	1.2	1.2	1.2	1.2	1.1		1.3	1.1	1.4	1.2	Bハ	
				1.2	1.6	1.3	1.4	1.3	1.2		1.2	1.3	1.3	1.3		
				1.0	1.6	1.3	1.0	1.2	1.1		1.3	1.2	1.2	1.3		
				1.5	1.6	1.1	1.1	1.2	1.1		1.3	1.2	1.3	1.1		
				0.9	1.4	1.2	1.1	1.3	1.1		1.0	1.4	1.2	1.2		
				0.8	1.4	1.4	1.1	1.1	1.2		1.0	1.2	1.2	1.1		
				1.4	1.7	1.3	1.3	1.2	1.5		1.2	1.2	1.3	1.6		
淀川下流(2)(伝法大橋)	Dイ	D⇒C		2.5	3.8	4.1	4.8	5.2	3.8		1.6	1.3	1.8	5.5	Cイ	
船橋川(新登橋上流)	Bハ			8.0	8.9	4.6	5.7	4.6	4.1		3.3	4.6	3.0	3.6	Bハ	
穂谷川(淀川合流直前)	Bハ			6.1	11	4.7	5.1	4.2	3.9		5.5	5.1	4.0	2.8	Bハ	
檜尾川(磐手社神社)	Bイ			2.6	1.6	2.8	2.6	3.1	2.9		2.9	3.3	1.8	1.0	Bイ	
天野川(淀川合流直前)	Bハ			4.0	7.5	4.5	3.4	2.8	2.2		2.8	3.8	2.1	2.3	Bハ	
芥川(1)(塚脇橋)	Aイ			0.8	1.4	0.9	0.7	<0.5	0.9		0.9	0.7	0.5	0.6	Aイ	
芥川(2)(鷺打橋)	B口		B⇒A	1.1	1.8	1.1	0.9	1.1	1.0		0.9	1.0	0.8	1.3	Aイ	
水無瀬川(名神高速道路高架橋下)	Aイ			0.6	0.7	1.0	0.6	<0.5	0.6		0.5	<0.5	<0.5	0.6	Aイ	
神崎川 神崎川(新三国橋) (千船橋) 左門殿川(辰巳橋) 安威川上流(桑ノ原橋) 安威川下流(1)(千歳橋) 安威川下流(2)(宮島橋) 安威川下流(3)(新京阪橋) 茨木川(安威川合流直前) 大正川(安威川合流直前) 勝尾寺川(中河原橋) 猪名川上流(銀橋) (軍行橋) 猪名川下流(2)(利倉橋) 箕面川(1)(箕面市取水口) 箕面川(2)(府県境) 余野川(猪名川合流直前) 千里川(猪名川合流直前) 田尻川(兵庫県界) 一庫・大路次川(兵庫県界) 山辺川(一庫・大路次川合流直前)	Eハ	E⇒B		1.9	2.3	2.4	2.2	1.5	4.4		1.4	1.5	1.8	1.6	B口	
				2.1	2.8	2.8	2.0	1.7	2.0		1.9	1.8	2.0	2.4		
				1.9	2.8	2.2	2.3	1.6	2.3		1.7	1.8	1.6	2.3		
		Aイ			1.1	0.8	0.8	1.4	0.9	1.2		0.9	0.6	0.6	0.7	Aイ
		Bハ			1.5	1.8	1.1	1.5	1.1	1.3	B⇒A	1.2	1.3	1.0	1.1	Aイ
		Cイ		C⇒B	1.5	1.8	1.5	1.9	1.1	1.4	B⇒A	1.2	1.1	1.2	1.4	Aイ
		Eハ		E⇒C	1.7	2.7	2.4	3.3	2.0	4.1	C⇒B	1.8	1.6	2.1	1.6	B口
		Cイ		C⇒B	1.9	1.7	1.1	1.5	1.2	1.2	B⇒A	1.3	1.0	1.1	1.1	Aイ
		C口		C⇒B	1.5	2.0	1.8	1.8	1.7	1.8	B⇒A	1.7	1.2	1.6	1.9	Aイ
		C口		C⇒B	2.3	2.3	1.5	1.7	1.2	1.3	B⇒A	1.6	1.4	1.3	1.3	A口
		Bイ			1.0	1.1	1.0	0.9	1.1	1.0	B⇒A	1.1	1.1	1.1	0.8	Aイ
				1.0	1.0	0.9	0.8	1.1	0.9	1.1		1.1	1.1	1.0	0.8	
		Eイ	E⇒D		7.0	10	11	11	10	9.6		9.5	6.8	10	9.9	Dイ
		Aイ			0.5	0.5	0.9	0.6	0.6	0.5		0.5	<0.5	0.7	0.5	Aイ
	B口		B⇒A	1.3	1.1	1.4	1.4	1.1	1.0		0.9	0.8	0.8	1.5	Aイ	
	Bイ		B⇒A	0.8	0.8	1.1	0.7	0.5	0.6		0.5	<0.5	0.5	0.7	Aイ	
	Aイ			1.1	1.7	1.2	1.4	1.0	1.4		1.3	1.3	1.2	1.1	Aイ	
	—		新規 A	0.9	1.2	1.3	1.0	0.8	0.8		0.8	0.6	0.8	0.9	Aイ	
	—		新規 A	0.8	0.8	1.2	1.0	0.7	0.8		0.8	0.7	0.7	0.9	Aイ	
	—		新規 A	0.6	0.7	1.1	0.8	0.6	0.8		0.6	0.7	0.8	0.7	Aイ	
寝屋川 寝屋川(1)(萱島橋) (住道大橋) 寝屋川(2)(今津橋) (京橋) 恩智川(住道新橋) 古川(徳栄橋) 第二寝屋川(新金吾郎橋) 平野川分水路(天王田大橋) 平野川(城見橋)	Eハ	E⇒D		2.9	3.2	1.8	2.6	1.2	1.8	D⇒C	1.2	1.6	2.0	1.9	Cイ	
				3.5	4.1	3.4	4.1	1.9	2.2		1.9	1.9	2.4	2.1		
				8.3	12	13	10	7.5	5.7		5.6	5.6	6.5	5.5		
				4.8	5.9	8.3	4.3	3.9	2.6		3.5	2.5	5.0	3.8	D口	
		Eハ		E⇒D	6.3	7.3	6.6	8.5	6.0	5.5		5.1	3.7	3.7	3.2	D口
		Eハ		E⇒D	7.4	10	12	10	6.8	5.6		5.6	5.4	4.4	4.4	D口
		Eハ		E⇒D	4.6	4.8	5.9	5.2	6.6	5.6		8.6	4.8	7.3	6.9	Dイ
	Eイ		E⇒D	9.7	9.3	7.4	9.2	5.3	3.9		6.1	5.8	6.6	5.4	Dイ	
	Eハ		E⇒D	8.4	9.5	8.4	7.2	5.6	4.0		5.9	5.7	5.9	4.5	Dイ	
大坂 大川(桜宮橋) 堂島川(天神橋) 土佐堀川(天神橋) 道頓堀川(大黒橋) 正蓮寺川(北港大橋下流700m) 六軒家川(春日出橋) 安治川(天保山渡) 尻無川(甚兵衛渡) 木津川(千本松渡) 木津川運河(船町渡) 住吉川(住之江大橋下流1100m) 東横堀川(本町橋)	Cイ		C⇒B	1.4	2.5	1.5	1.6	1.0	1.1		0.8	1.0	1.1	0.9	Bイ	
				2.2	3.9	3.1	2.6	1.7	1.5	1.8	1.9	2.2	1.5	Bイ		
	Cハ			5.0	6.2	5.6	3.4	2.5	1.7		1.9	2.0	2.9	1.7	Cイ	
	Cイ		C⇒B	1.9	2.7	2.0	2.7	1.7	1.9		2.2	1.9	2.0	1.5	Bイ	
	Cイ			2.4	2.9	2.1	3.0	2.7	2.9	C⇒B	2.4	1.8	1.8	3.0	Bイ	
	Cイ		C⇒B	1.2	2.1	1.6	1.8	1.0	1.7		1.3	1.3	1.0	0.9	Bイ	
	Cイ		C⇒B	1.5	1.8	1.4	1.4	0.9	1.1		1.3	1.2	1.1	1.1	Bイ	
	Cイ			2.0	2.5	1.9	1.6	1.4	1.1	C⇒B	1.1	1.2	1.6	1.3	Bイ	
	Cイ			2.3	3.9	2.0	1.7	1.5	1.5	C⇒B	1.3	1.4	1.6	1.3	Bイ	
	Cイ			2.0	3.2	2.1	1.6	2.0	1.7	C⇒B	1.4	1.9	1.8	1.5	Bイ	
Cハ			2.8	3.7	3.0	2.4	3.1	2.4	C⇒B	2.3	3.5	2.6	2.6	B口		
—			新規 C	2.6	3.6	2.0	2.3	1.8	1.5	C⇒B	2.0	2.0	1.8	1.6	Bイ	

網掛けは国が指定

太字 環境基準を達成せず

斜体 上位環境基準を達成

水域	H11の 類型	H12・15 国見直し	H14・15 府見直し	BODの75%値(mg/L)						H21 府見直し	BODの75%値(mg/L)				現在の 類型	
				H16	H17	H18	H19	H20	H21		H22	H23	H24	H25		
大	石川(高橋) (石川橋)	Bイ		2.3	2.5	2.3	2.0	1.3	1.7		2.1	1.1	1.0	1.6	Bイ	
				2.1	2.5	1.8	2.1	1.8	1.6		1.3	1.7	1.4	1.2		
大	千早川(石川合流直前)	Bイ		B⇒A	1.1	0.9	1.3	1.6	1.2	1.2		0.9	0.8	1.0	1.3	Aイ
	天見川(新喜多橋)	Bイ			3.8	4.5	3.7	3.4	2.4	2.1		1.5	0.8	1.0	1.1	Bイ
	石見川(新高野橋)	Aイ			0.7	0.8	1.3	0.8	0.6	0.7		0.7	0.5	0.6	0.7	Aイ
和	飛鳥川(円明橋)	—		新規 C	5.1	12	6.3	7.6	5.1	5.7		6.9	3.2	5.5	5.6	Cロ
和	梅川(石川合流直前)	—		新規 B	1.6	1.7	1.7	1.8	1.1	1.3	B⇒A	1.3	1.1	1.0	1.1	Aイ
	佐備川(大伴橋)	—		新規 C	3.1	3.5	3.8	4.5	3.5	3.1		2.7	2.1	2.5	2.1	Cイ
川	大和川中流(河内橋) (浅香新取水口)	Cハ			4.7	5.4	4.5	5.0	2.9	2.6		2.4	2.5	2.5	2.0	Cハ
					4.8	4.5	3.7	4.5	2.8	2.2		2.1	2.0	2.0	1.7	
川	大和川下流(遠里小野橋)	Dハ			4.4	5.9	5.3	4.9	2.7	2.9		2.6	2.4	2.2	2.0	Dハ
	東除川(明治小橋)	Cロ			11	11	10	7.3	6.6	5.1		5.3	4.7	4.1	4.2	Cロ
	西除川(1)(狭山池流出端)	Bロ			2.8	3.0	2.4	3.2	2.4	2.9		3.1	2.8	2.0	3.0	Bロ
	西除川(2)(大和川合流直前)	Dロ			11	10	11	11	10	12		11	5.2	2.7	1.7	Dロ
泉	石津川(石津川橋)	Eハ			6.5	8.1	7.0	6.1	4.8	5.2	E⇒D	6.7	3.4	4.8	3.3	Dイ
					6.7	6.2	5.5	5.2	4.8	4.6		4.7	3.8	3.4	2.8	
	和田川(小野々井橋)	Cロ			6.8	7.6	4.7	3.9	3.7	3.4		3.3	3.0	3.2	3.9	Bロ
	大津川上流(高津取水口)	Bロ			6.5	7.7	6.7	5.9	5.0	4.4		3.7	4.2	3.9	4.5	Dイ
	大津川下流(大津川橋)	Dイ			3.2	2.8	3.2	2.5	2.4	4.0		2.4	2.2	2.5	2.2	Bロ
	牛滝川(高橋)	Bロ			4.3	5.1	3.9	3.7	3.2	3.2		3.1	3.3	2.7	3.2	Bハ
州	槇尾川(繁和橋)	Bイ			4.8	5.5	3.7	4.1	3.2	3.0		2.9	2.8	2.6	3.4	Bイ
					1.9	1.6	1.6	2.0	1.8	1.7		1.5	1.7	1.3	1.6	
	父鬼川(神田橋)	Aイ			7.4	7.0	7.2	5.5	8.7	8.7	E⇒D	5.4	4.1	5.8	4.9	Dイ
	春木川(春木橋)	Eハ			11	10	9.3	8.9	6.8	7.1		5.0	6.5	4.9	6.1	Eイ
	津田川(昭代橋)	Eイ			2.3	2.5	2.0	2.6	2.4	1.6		2.2	1.7	1.6	2.8	Bイ
諸	近木川上流(厄除橋)	Bイ			6.6	9.2	7.7	7.5	6.3	4.4	E⇒D	5.3	4.8	4.3	6.5	Dイ
	近木川下流(近木川橋)	Eハ			11	12	13	13	8.7	8.4		9.3	8.0	8.4	12	Eイ
	見出川(見出橋)	Eイ			9.2	10	9.6	9.0	7.1	6.4		5.1	5.6	6.2	8.4	Eイ
	佐野川(昭平橋)	Eイ			5.8	5.4	7.2	9.2	5.9	4.5		3.0	3.6	4.3	5.6	Bイ
河	榎井川上流(兎田橋)	Bイ			7.9	7.1	8.0	8.6	7.0	6.1		4.9	5.3	4.3	4.6	Eイ
	榎井川下流(榎井川橋)	Eイ			4.3	3.8	3.4	3.5	2.8	2.1		1.8	2.3	1.8	2.4	Aイ
川	男里川(男里川橋)	Aイ			3.3	3.0	2.2	2.9	2.6	2.4		2.6	2.7	2.3	2.4	Aイ
					4.3	3.1	3.4	3.4	3.0	2.6		2.3	2.2	1.8	1.9	
	金熊寺川(男里橋)	Aイ			1.8	1.7	1.5	2.0	1.9	1.5		1.5	1.9	1.3	1.7	Aイ
	菟砥川(西打合橋)	Aイ			1.2	1.2	0.9	1.2	1.2	1.4		1.2	1.3	1.0	1.2	Aイ
	山中川(東打合橋)	Aイ			1.5	1.7	1.1	1.7	1.9	1.6		1.6	1.4	1.3	1.6	Aイ
	番川(田身輪橋)	Aイ			1.6	1.9	1.4	2.0	1.6	1.5		1.5	1.7	1.2	1.4	Aイ
	大川(昭南橋)	Aイ			1.3	1.5	1.0	1.5	1.4	1.6		1.6	1.1	1.0	1.1	Aイ
	東川(一軒屋橋)	Aイ														
	西川(こうや橋)	Aイ														

網掛けは国が指定

太字 環境基準を達成せず

斜体 上位環境基準を達成

水質汚濁に係る環境基準

昭和 46 年 12 月 28 日

環境庁告示第 59 号

改正 昭 49 環告 63・昭 50 環告 3・昭 57 環告 41・環告 140・昭 60 環告 29・昭 61 環告 1・平 3 環告 78・平 5 環告 16・環告 65・平 7 環告 17・平 10 環告 15・平 11 環告 14・平 12 環告 22・平 15 環告 123・平 20 環告 40・平 21 環告 78・平 23 環告 94・平 24 環告 84・平 24 環告 127・平 25 環告 30・平 26 環告 39・平 26 環告 126

公害対策基本法（昭和 42 年法律第 132 号）第 9 条の規定に基づく水質汚濁に係る環境基準を次のとおり告示する。

環境基本法（平成 5 年法律第 91 号）第 16 条による公共用水域の水質汚濁に係る環境上の条件につき人の健康を保護し及び生活環境（同法第 2 条第 3 項で規定するものをいう。以下同じ。）を保全するうえで維持することが望ましい基準（以下「環境基準」という。）は、次のとおりとする。

第 1 環境基準

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護および生活環境の保全に関し、それぞれ次のとおりとする。

1 人の健康の保護に関する環境基準

人の健康の保護に関する環境基準は、全公共用水域につき、別表 1 の項目の欄に掲げる項目ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

2 生活環境の保全に関する環境基準

(1) 生活環境の保全に関する環境基準は、各公共用水域につき、別表 2 の水域類型の欄に掲げる水域類型のうち当該公共用水域が該当する水域類型ごとに、同表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

(2) 水域類型の指定を行うに当たっては、次に掲げる事項によること。

ア 水質汚濁に係る公害が著しくなっており、又は著しくなるおそれのある水域を優先すること。

イ 当該水域における水質汚濁の状況、水質汚濁源の立地状況等を勘案すること。

ウ 当該水域の利用目的及び将来の利用目的に配慮すること。

エ 当該水域の水質が現状よりも少なくとも悪化することを許容することとならないように配慮すること。

オ 目標達成のための施策との関連に留意し、達成期間を設定すること。

カ 対象水域が、2 以上の都道府県の区域に属する公共用水域(以下「県際水域」と

いう。)の一部の水域であるときは、水域類型の指定は、当該県際水域に関し、関係都道府県知事が行う水域類型の指定と原則として同一の日付けで行うこと。

第2 公共用水域の水質の測定方法等

環境基準の達成状況を調査するため、公共用水域の水質の測定を行なう場合には、次の事項に留意することとする。

- (1) 測定方法は、別表1および別表2の測定方法の欄に掲げるとおりとする。
この場合においては、測定点の位置の選定、試料の採取および操作等については、水域の利水目的との関連を考慮しつつ、最も適切と考えられる方法によるものとする。
- (2) 測定の実施は、人の健康の保護に関する環境基準の関係項目については、公共用水域の水量の如何を問わずに随時、生活環境の保全に関する環境基準の関係項目については、公共用水域が通常の状態(河川にあつては低水量以上の流量がある場合、湖沼にあつては低水位以上の水位にある場合等をいうものとする。)の下にある場合に、それぞれ適宜行なうこととする。
- (3) 測定結果に基づき水域の水質汚濁の状況が環境基準に適合しているか否かを判断する場合には、水域の特性を考慮して、2ないし3地点の測定結果を総合的に勘案するものとする。

第3 環境基準の達成期間等

環境基準の達成に必要な期間およびこの期間が長期間である場合の措置は、次のとおりとする。

- 1 人の健康の保護に関する環境基準
これについては、設定後直ちに達成され、維持されるように努めるものとする。
- 2 生活環境の保全に関する環境基準
これについては、各公共用水域ごとに、おおむね次の区分により、施策の推進とあいまちつつ、可及的速かにその達成維持を図るものとする。
 - (1) 現に著しい人口集中、大規模な工業開発等が進行している地域に係る水域で著しい水質汚濁が生じているものまたは生じつつあるものについては、5年以内に達成することを目途とする。ただし、これらの水域のうち、水質汚濁が極めて著しいため、水質の改善のための施策を総合的に講じても、この期間内における達成が困難と考えられる水域については、当面、暫定的な改善目標値を適宜設定することにより、段階的に当該水域の水質の改善を図りつつ、極力環境基準の速やかな達成を期することとする。
 - (2) 水質汚濁防止を図る必要のある公共用水域のうち、(1)の水域以外の水域については、設定後直ちに達成され、維持されるよう水質汚濁の防止に努めることとする。

第4 環境基準の見直し

- 1 環境基準は、次により、適宜改訂することとする。
 - (1) 科学的な判断の向上に伴う基準値の変更および環境上の条件となる項目の追加等
 - (2) 水質汚濁の状況、水質汚濁源の事情等の変化に伴う環境上の条件となる項目の追加等
 - (3) 水域の利用の態様の変化等事情の変更に伴う各水域類型の該当水域および当該水域類型に係る環境基準の達成期間の変更
- 2 1の(3)に係る環境基準の改定は、第1の2の(2)に準じて行うものとする。

別表1 人の健康の保護に関する環境基準

(略)

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

- 1 河川
 - (1) 河川（湖沼を除く。）
 - (2) 湖沼（天然湖沼及び貯水量が **1,000** 万立方メートル以上であり、かつ、水の滞留時間が4日間以上である人工湖）（略）
- 2 海域

(略)

別表2 生活環境の保全に関する環境基準

1 河川

(1) 河川（湖沼を除く。）

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
AA	水道1級 自然環境保全 及びA以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	50MPN/ 100mL以下	第1の2 の(2)によ り水域類 型ごとに 指定する 水域
A	水道2級 水産1級 水浴 及びB以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/L 以下	25mg/L 以下	7.5mg/L 以上	1,000MPN/ 100mL以下	
B	水道3級 水産2級 及びC以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/L 以下	25mg/L 以下	5mg/L 以上	5,000MPN/ 100mL以下	
C	水産3級 工業用水1級 及びD以下の欄 に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/L 以下	50mg/L 以下	5mg/L 以上	—	
D	工業用水2級 農業用水 及びEの欄に掲 げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/L 以下	100mg/L 以下	2mg/L 以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/L 以下	ごみ等の浮 遊が認めら れないこ と。	2mg/L 以上	—	
測定方法		規格12.1に 定める方法 又はガラス	規格21に定 める方法	付表9に掲 げる方法	規格32に定 める方法又 は隔膜電極	最確数による 定量法	

項目 類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン 濃度 (pH)	生物化学的 酸素要求量 (BOD)	浮遊物質 量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数	
		電極を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法				を用いる水質自動監視測定装置によりこれと同程度の計測結果の得られる方法	

備考

- 1 基準値は、日間平均値とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
- 2 農業用利水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5 mg/L 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
- 3 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう（湖沼海域もこれに準ずる。）。
- 4 最確数による定量法とは、次のものをいう（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
試料 10ml、1ml、0.1ml、0.01ml……のように連続した4段階（試料量が 0.1ml 以下の場合は 1ml に希釈して用いる。）を5本ずつ BGLB 醗酵管に移殖し、35～37℃、48±3 時間培養する。ガス発生を認めたものを大腸菌群陽性管とし、各試料量における陽性管数を求め、これから 100ml 中の最確数を最確数表を用いて算出する。この際、試料はその最大量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陽性となるように、また最少量を移殖したものの全部か又は大多数が大腸菌群陰性となるように適当に希釈して用いる。なお、試料採取後、直ちに試験ができない時は、冷蔵して数時間以内に試験する。

(注)

- 1 自然環境保全：
自然探勝等の環境保全
- 2 水道 1 級：
ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの
水道 2 級：
沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの
水道 3 級：
前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの
- 3 水産 1 級：
ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産 2 級及び水産 3 級の水産生物用
水産 2 級：

サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級：

コイ、フナ等、β-中腐水性水域の水産生物用

4 工業用水1級：

沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級：

薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級：

特殊の浄水操作を行うもの

5 環境保全：

国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

項目 類型	水生生物の生息状況の適応性	基準値			該当水域
		全亜鉛	ノニルフェ ノール	直鎖アルキ ルベンゼン スルホン酸 及びその塩	
生 物 A	イワナ、サケマス等比較的低温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.001mg/L 以下	0.03mg/L以 下	第1の2の(2) により水域類型 ごとに指定する 水域
生 物 特 A	生物Aの水域のうち、生物Aの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.0006mg/L 以下	0.02mg/L以 下	
生 物 B	コイ、フナ等比較的高温域を好む水生生物及びこれらの餌生物が生息する水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L以 下	
生 物 特 B	生物A又は生物Bの水域のうち、生物Bの欄に掲げる水生生物の産卵場(繁殖場)又は幼稚仔の生育場として特に保全が必要な水域	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.04mg/L以 下	
測定方法		規格53に定 める方法	付表11に掲 げる方法	付表12に掲 げる方法	

備考

- 1 基準値は、年間平均値とする。(湖沼、海域もこれに準ずる。)